「鳥取県産業廃棄物処分場税」の創設の経緯及び制度の内容について

鳥取県総務部税務課

1 税制度創設の経緯

(1)検討の背景

- <新たな税制の創設に向けた取り組みの開始>
 - ・課税自主権に関する地方自治体の主体性が拡大されたことを背景に特色ある税制の 検討を開始
 - ・平成11年10月「鳥取県における地方税のあり方研究会」を設置
 - ・「産業廃棄物に係る法定外目的税」の検討の開始

< 産業廃棄物行政の方向性を踏まえた新たな税の検討 >

- ・鳥取県における循環型社会構築の柱 廃棄物の「発生抑制」、「リサイクルの推進」、「適正処理」
- ・平成12年3月「鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例」を制定
- ・新たな施策の展開のための財源の確保
- ・産業廃棄物の発生抑制やリサイクル促進のためのインセンティブ効果

<新たな税制の検討過程における特色>

- ・可能な限り近隣県との調整を図ったこと
- ・県民に対する情報提供とパブリックコメントを重視したこと
- ・平成14年7月3日「鳥取県産業廃棄物処分場税条例」が議会により可決
- ・平成14年9月27日総務大臣の同意を得る
- ・平成15年4月1日「鳥取県産業廃棄物処分場税条例」の施行

(2)効果と影響

<効果の期待>

- ・最終処分場への搬入重量により直接税を負担する中間処理業者による中間処理の効 率化
- ・価格転嫁により税相当額を最終的に負担する排出事業者に対する排出抑制効果
- ・税収によって行う施策による最終処分場の設置促進とリサイクルの促進

< 今後の課題 >

- ・最終処分場の設置計画の具体化
- ・リサイクルの促進とリサイクル技術の高度化
- ・本税の導入を契機に、産業廃棄物の適正処理の意識を高めること

2 産業廃棄物処分場税の概要

目的	・産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生 抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるた め、産業廃棄物処分場税を創設する。
課税客体	・県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	・県内の最終処分場への搬入重量
納税義務者	・県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理 業者
税率	・1トンにつき1,000円
徴収方法	・特別徴収義務者(最終処分業者)からの申告納入 <特別徴収> ・他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後の自社処分は申告 納付
税の仕組み	納税義務者 排出事業者 中間処理業者 納税義務者 課税対象 課税対象 課税対象 早間といる。 中間処理業者 無限対象 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
課税免除	・事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物で知事が指定 するものについては本税を課さない。(例)下水道処理に伴う汚泥
税収使途	・産業廃棄物処理施設を設置促進するための施策の財源 ・事業者及び産業廃棄物処理業者等によるリサイクルを促進するため の施策の財源 等
税収見込み	・約700万円(平年度)
	・導入当初に要する経費 307,000円 ・ランニングコスト 289,000円(うち人件費162,000円)
課税期間	・条例施行後、3年で見直しを行う。